

建築（物）基本法のグランドデザイン



野村信之

「構造計算」「容積率」を英語にしようとする、直訳では通じない。つまり、一般社会で理解されない言葉がわが国の建築界でまかり通っている。単に用語だけではなく、建築ビジネスに関しても、一般社会の常識とは異なる「設計施工」なるシステムができています。

人類最古の文字で記されたハンムラビ法典に、「建物が壊れて住人の子が死んだ場合、造った大工の子は死に処せられる」旨の規定があるという。建築の職能は、人類社会が形成された直後から専門化されていた証で、この分野が一般社会人は当事者になることが少ないが社会に不可欠だったことも併せ示している。複雑化した現代社会でもこの本質は変わらず、建築の業務責任の多くを専門家に委ねてもなお残る一般側の責任の明確な範囲や、いざというとき一般に容易に説明できる手段を備えていることが、健全な社会の必要条件である。ところが、冒頭の4行半の実態である。私の県庁勤務の折りに、「建築が一番担当したくなかった部署」と言った事務吏員の理由は、「言葉も考え方も特殊社会だから」であった。

長い前置きだったが、読者諸賢にはタイトルと併せて私が書きたいことが御理解いただけたと思う。「建築（物）基本法」には建築界と一般社会との共通理解の手段がしっかりと装備されなければならないのである。「理屈は良いから提案せよ」との声が挙がりそうなので、以下私なりに建築（物）基本法をデザインしてみる。

第一章 建築物に関する責務と権利

第一節 建築計画及び建築工事

第二節 建築物管理（保全及び変更）

この章では、建築主、設計者、施工者、所有者、メンテナンス業者という単一の立場だけでなく、デヴェロッパー、ゼネコンや工務店、ハウスメーカー等の複合的な立場の場合についても責務と権利が判るよう定める。

委任契約責任を軽んじて請負契約責任を重視する判例が増えている状況を是認すれば、民法改正が本来だが基本法での対応も一手段である。民法の現行規定通りで建築ビジネスの現状を明確化するのなら、設計と施工の併合契約の責任と権利を法定する必要がある。

第二章 建築物の評価

第一節 評価主体

第二節 評価の要素

この章では、公的規制、建築標準、公的助成を評価事項としてそのあり方を規定する。

第一節は、行政体、地域管理組織、資格者の組織され方を定める。国が主体になる場合は限定列記（例：原子力施設や国宝建築）する。

第二節は、要素の考え方にとどめ、具体の（判定）基準は第三章に基づき措置させる。

第三章 他法令との関係

第一節 民法及び商法の特例

第二節 行政法の改正

立法こそ政治主導の基本である。とは言え、個別法の具体的立案まで政治主導は困難である。基本法で霞が関での調整方向を示すのが最も政治主導できる所であり、この章ではそれを規定する。

第一節は、第一章の説明で書いたような問題をどのように政治判断するかによって変化する。

第二節は、建築基準法、建築士法、建築物衛生法等の同時改正及び基本法に適合する改正プログラムを定める。

現在の建築基本法論議は、建築基準法の制度疲労認識からスタートしたと聞く。しかしその限りで留まっていたは新建築規制法に過ぎず、建築基本法とは言えない。国際的に建築規制は、学者を含めた建築家集団での合意に基づくこととしており、国法で建築物の具体的規制基準を定めている国は見当たらない。立法を担う国会は一般社会を反映しているものであるうえに、国際化や地方分権化の意識が高まりつつある現状からして新建築規制法の制定運動では狭い業界の利害争いと見られる危険性のほうが大きい。

蛇足だが「建築基準法」も冒頭の一般に通用しない熟語である。昭和23～24年に市街地建築物法の復活法と併行して準備されていた建築士制度による建築士の処分「基準」を復活法に盛り込んだ結果このようになった。Building Standards Act と翻訳したら英語圏の人は財産権規制法であるとは理解しない。